

2017年5月23日

【明石市公営企業管理者への要求書】

自治労明石市水道労働組合

2017年人員の確保に関する要求書

地方自治の発展のため日夜ご奮闘されていることに敬意を表します。

2016年4月の地方公務員数は約274万人で、対前年比約1千人減とピークの1994年の328万人から22年連続で減少しており、自治体職員は、市民の多様化する行政ニーズや業務量の増加に十分対応できない状況となっています。また、多くの職場で人員不足による長時間労働が続くとともに、臨時・非常勤職員が恒常的業務を行っている現状があります。さらに、過労やストレスによる心身の健康を害する職員も年々増え続けており、業務全般に支障をきたしています。

また、東日本大震災や熊本地震において、緊急対応に必要な人員の不足が浮き彫りとなつたことから、大規模災害時における公共サービスの重要性について改めて見直されています。

一方、3月28日「働き方改革実現会議」は「働き方改革実行計画」を決定しました。「実行計画」では、19の改革項目とロードマップが示され、非正規雇用労働者の待遇改善や長時間労働の是正なども謳われています。「働き方改革」は、現場の労使の取り組みこそが鍵といわれています。地方自治体においても自治体職場の現状を改革するためには、ワークライフバランスの確立とマンパワーの確保が求められています。

特に、職員採用にあたつていくつかの自治体において、技術職を中心に採用予定数に満たない状況が生じるなど、これまでの採用抑制施策による弊害が表れてきています。

つきましては、住民に一番近い地方自治体の役割を重視し、育児、教育、医療など、公共サービスの維持・向上のため、職員が健康で希望と誇りをもち働き続けられる職場を維持し、必要な人員を確保することを強く求めます。

播磨ブロック共闘会議として、先の「2017春闘要求書」で重点要求として提出していますが、来年度人員採用計画期に際し、再度「人員確保」にしづつ統一要求を提出しますので、月 日までに文書による回答を要求します。

記

- ① 欠員及び定年退職者の正規職員による完全補充をおこない、少なくとも条例上の定数を充足すること。採用予定数に満たない職種については、年度途中採用を行うなど、早急に対処すること。
- ② 「行政改革」による人員削減を行わず、公共事業の増大、事務事業の増加・住民ニーズの多様化に対応できる適正な人員配置を行うこと。また、慢性的な時間外労働やサービス残業が続いている職場については、増員を行うこと。
3. 長時間労働の是正に向けては、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（2017年1月20日 厚生労働省）を踏まえ、労働時間を適正に把握すること。
4. 自治体の公的責任を果たすために、「効率化」のみを目的とした福祉、医療、学校、環境職場での偽装請負など法違反に抵触する民間委託や指定管理者制度・地方独立行政法人制度の導入を行わず、必要な人員を正規職員で確保し、住民サービスの質の向上をはかること。
5. 恒常的職務に従事する臨時、非常勤等職員については、パートタイム労働法や労働契約法の趣旨を踏まえ、正規職員への転換措置をはかること。
正規職員化にいたる間、「働き方改革実行計画」を踏まえ、同一労働同一賃金の観点から、正規職員と均等待遇を図ること。また、雇用更新年限が設けられている場合、その廃止と雇用継続をおこなうこと。
- ⑥ 正規職員と置き換えるために安易に任期付職員を配置しないこと。採用にあたっては、労使協議・合意に基づき行うこと。
7. 自治体業務に従事する公共サービス民間労働者の雇用の安定と賃金労働条件改善など公正労働確立に向け、公契約条例を制定すること。
8. 雇用と年金の接続にあたっては、再任用制度を活用し、希望者全員の雇用を確保すること。また、公的年金支給開始年齢が63歳に引き上げられる2018年度には、定年延長を実現することとし、具体的な制度設計について労使協議を行うこと。
9. 「行政改革」による人員削減のもと、業務の研修や事務の習得を理由とする国、県、民間など他団体への出向・派遣を行わないこと。また、国や県からの「天下り」人事も行わないこと。特に国への退職派遣については、明確なルールもなく職員に不利益が生じることなどから実施しないこと。実施せざるを得ない場合は不利益とならないよう労使協議の上、派遣協定を締結すること。
10. 東日本大震災や熊本地震に伴う復興支援のための長期派遣や、災害発生時の職員派遣については、本人同意を前提とし、職場に代替職員を配置すること。派遣にあたっては、旅費などの賃金労働条件を整備することや、派遣先での職員のメンタル対策を行うこと。
11. なお、当組合の独自要求については、別添のとおりです。

2017単組独自要求

(平成29年5月)

1. 退職者については、正規職員で補充をすること。
ただし、職場の状況に応じては、フルタイムの再任用職員等を配置すること。
2. 各課・係ごとに業務量に応じた人員を配置すること。必要な場合は、増員すること。
3. 技能労務職員の新規採用をすること。
4. 水道事業経営戦略・中期経営計画を実行出来るように各課における必要な事務・技術職の人数を確保すること。
5. 地公労法に基づき、回答については確認書・合意書等を締結すること。